

## 古田武彦氏の学問の方法について

大下隆司

はじめに

1970年代初頭に古田先生は『「邪馬台国」はなかった』『失われた九州王朝』『盗まれた神話』の三部作を発表されました。この時、古代史学会も先生の説を無視できず、有名学者も交えたシンポジウムが行われ（注①）、新聞紙上などでも激しい論争（注②）が繰り広げられました。

この時代、古代史ブームが起こり宮崎康平、松本清張氏の邪馬台国説など沢山の本が出版されています。その後これらの説はいつのまにか消えてしまいましたが、古田説だけはそれを証明する考古発掘が相次ぎ、今も燦然と輝いています。

従来の古代史像を根本から覆すような古田説が何故、一時とはいえ学会で取り上げられたのでしょうか。また多くの市民が引きつけられ、今も色あせないのでしょうか。

これは古田先生の「学問の方法」にあると考えます。古田先生の学問の方法については家永三郎氏が、1973年の「日本古代史研究に投じた一石」（注③）において“史料批判の厳格性を極限まで推し進めながら、「正統」歴史像を根底からくつがえす方向に積極的な主体性を発揮する新しい実証主義”と論評されました（注④）。

さらに中小路駿逸氏は「ほとんどが、すでに知られている“おなじみの”資料を、かくも平凡な当たり前の方法で処理したら、かくも“なじみのない”古代史像が出てきた。おどろくべき点である。古代史の“真実の姿”がほんとうにあらわれ始めたのではないか。われわれは、日本の古代史について、コペルニクスの論証に相当するもの手に入れ始めたのではないか」（注⑤）『「合本」市民の古代』より抄録）と的確に述べられています。

つまり、古田先生の「学問の方法」とは、厳格な史料批判と科学的精神に基づいた実証的帰納的方法（注⑥）によるものだったと言うことです。これが今も輝いている最大の理由と考えます。

＜古田先生の学問の方法＞

家永：新しい実証主義の登場

古田：実証的帰納的方法

中小路：コペルニクスの論証の入手

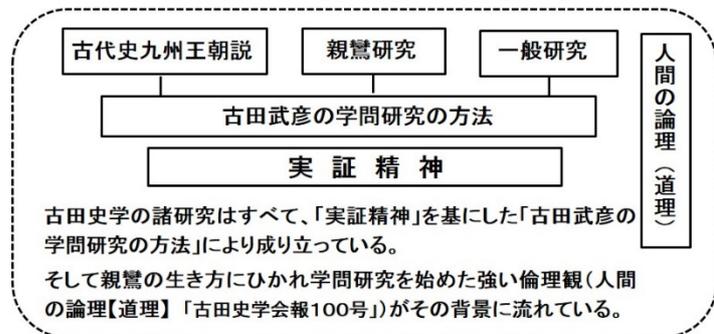
### （一）支援組織の誕生と分裂

1977年関西において“古田氏を囲んで、率直に疑問を出しあい、ともに真理を探究すること”を目的に「古田武彦氏を囲む会」が市民によって作られます。この会はその後名前を「市民の古代」と変えて成長しますが、1994年に分裂しました。

この間の経緯は当時発行された「古田史学」関係各会発行の会報、会誌にいろいろな見解が記されていますが、離れていった人たちの論文などを読んで見ると、彼らは古田先生の学問の根底にある「学問の方法」を十分に理解していなかったことが、大きな原因だったのではないかと考えます。

私たちもこのことを明確に理解して進んで行かなければ、過去の過ちを繰り返すことになりかねません。古田史学を名乗り、古田先生の学問を継承・発展させることを目的に掲げる以上、先生の「学問研究」の根本的部分を十分に理解し、これに基づいて研究を進めていくべきだと思います。

### ＜古田武彦の学問研究の基本構造＞



先生の学問研究とはどのようなものでしょうか。先生の多くの著作から、図のような構造になると考えています。

## (二) 先生の学問の基本

古田先生に「考え方の基本」についてお聞きしたところ、先生は好太王碑文解釈問題、松川事件裁判の広津和郎氏について記した『邪馬壹国の論理』（朝日新聞社1975年）収録の「直接証拠と間接証拠」をよく読みなさいといわれました。

### 【論理の進め方】

この論文において先生は、まず好太王碑文解釈問題を取り上げ、「論理の進め方」について次のように述べられています（以下「直接証拠と間接証拠」より引用、頁番号はミネルヴァ古代史コレクション4）。

イ) “学問の生命は方法にある”。

「“普通の理性をもった人間なら、だれにでも理解できる平明な論理の結合”——

つまり、論証だけの積み重ねに従い、それ以外のものはいっさい許さない——これにつきる、と思います（87頁）。」

ロ) 「論者の意見」ではなく「史料事実」から出発する。

「多くの邪馬台国論者は、<邪馬台国>という従来の「定説」から出発してその“補強”に努めているのです。しかし、その論者が多数であろうと少数であろうと、「論者の意見」から出発するのではなく、あくまでも「史料事実」から出発する——これがわたしの立場です。認識の論理的原点は第一史料であり、論者の意見ではない。これが肝要の一点です（98頁）。」

### <論理の進め方>

- ① 一次史料から出発
- ↓
- ② 厳密な史料批判
- ↓
- ③ 平明な論理の結合

### 【実証精神】

松川事件裁判では裁判長が、事件を立証する直接証拠は不要だとし、状況証拠に類するものだけで被告の犯行と決めつけ、被告が犯行に参加していなかったことを示す「完璧な反証」が提示されないという理由で被告に処刑(死刑)の判決が下されました。これに対して古田先生は広津和郎氏のことを取り上げ次のように述べられています。

ハ) 広津氏の姿勢。

「(広津氏は)ひとりの人間としての自分の理性から見て理解できぬものはけっしてうけつけぬ、という姿勢を単純に貫いておられました。すなわち、被疑者たちの「犯行」に対する直接証拠、つまり“その犯行を論理的に証明しうる自明の証拠”なしには、被疑者たちの「犯行」をけっして認めない——その一点にあったのです（100頁）。」

ニ) 学問に対する姿勢。

「わたしは今回この本を読みかえしてみて、この本がいかにか若いわたしの心肝に深くしみとおっていたかを確認し、胸を突かれる思いでした。なぜなら、いまのわたしの歴史学に対する、立ちむかい方は、これ以外、一点の加えうる点もないからです。(略) 広津氏は、裁判官に望むのは「実証精神」だと言い、明白な証拠なしに「犯行」を裁断されないことは国民の基本的権利だ、と言っています（100頁）。」

この論文に古田先生の  
確かな証拠に基づいた明白な論証  
すなわち「実証精神」に基づく学問への姿勢  
が示されています。

## (三) 学問研究の具体的方法について

古田先生は『邪馬一国の証明』（角川文庫1980年）収録の「わたしの学問研究の方法について」において、下記の項目などについて事例をあげ具体的に示されています。

イ) 正しい説の見分け方。

- ・著者がどのような方法で、その結論に到達したかを比べる。
- ・「わたしは思う」という権威者の判定は学問ではない。

ロ) 史料処理の方法。

- ・よほどの根拠がなければ、原文を改訂してはならない。
- ・同時代史料の重視、全用例の調査。史料の各種写本群の精細な対照と検討。
- ・史料の判定は権威ある学者によるものでなく、史料の詳密な比較研究によるべき。
- ハ) 学問にトリックは許されない。
  - ・史料に原書・版本、類書があるが、混同させ自説に導くトリックは許されない。
- ニ) 仮説の重層主義を排す。
  - ・“一つの仮説をもうけることにより、矛盾と見えていた諸現象がピタリ、矛盾なき理解へと導かれる。”その時こそ、仮説が真理へと転化する時である。
  - ・邪馬台国近畿説は自説を維持する為、次々と仮説を積み重ねていかねばならない。
- ホ) 文献と考古出土物の一致。
  - ・倭人伝に記された品物の出土分布地図の中核地域は筑前中部以外にない。

#### (四) 村岡史学について

古田先生は「わたしの学問研究の方法について」の中で“私の学問の原点”として村岡典嗣氏のことを次のように述べられています。

- ・学問の本道は、あくまでもソクラテス、プラトンの学問とその方法論にある。
- ・論理の赴くところに行こうではないか、たとえそれがいずこに到ろうとも。
- ・「師の説にななづみそ」（先生の説にとらわれるな）（本居宣長）。
- ・自己と逆の方向の立論を敢然と歓迎する学風。

#### <村岡典嗣氏の学問の方法>

古田先生の“学問研究の原点”とされる村岡氏の研究方法とはどのようなものだったのでしょうか。著作集などから氏の方法論に関する事柄を抜粋しました。

- イ) フィロロギイ：“認識せられたもの”を“再び認識する”こと（注⑦）。
- ロ) 方法論：村岡典嗣「日本精神史方法論 S15」『日本思想史研究第三』（岩波書店、1948）
  - a) 一切の学問の出発点は我執我見を去って、虚心に他を理解することにある。
  - b) 研究はまず資料の蒐集を試みなければならない。
  - c) 歴史は「帰納的研究」であり、資料は価値的に選択されねばならない。
- ハ) 実証について（村岡典嗣「増訂にあたりて S3」『増補本居宣長 1』東洋文庫、2006）。
  - ・資料は決して完全を、期し得べくまた待つべきものでない。
- ニ) 古田先生の批判（古田武彦「村岡学批判」『新古代学』第8集、2005年）
  - a) 村岡先生は「同時代史料」の三国志、宋書、隋書を一切分析・考察されていない。
  - b) 「考古学的出土物」が考慮されていない。「文献」だけを扱っている。

- ・村岡氏が活動された大正・昭和初期と比べて、現在は金石文や木簡の研究が進み、さらにDNA分析など進んだ科学技術が考古学へ導入されています。これにより“「実証」＝確実な証拠”が存在するようになった、と言えます。
- ・古田先生は村岡先生の学問の方法に加え、同時代の中国史書、考古出土物などをベースに「新しい実証主義的研究方法」を生み出されたといえます。

#### (五) 今後の課題

この度、「史料をして客観的に語らしめる」という手法を取り入れ、その結果として「古田先生の説」に至るという視点で、『「日出処の天子」は誰か』（ミネルヴァ書房）を山浦純さんと一緒に出版しました。この本は「古田史学」部外の方からも、大変分かり易いと好評を得ています。多くの方に理解して頂くには、古田説を単に紹介するのではなく「史料事実を一点一点提示し、それに基づいて分かり易く論を展開する」という古田先生の本来の手法が効果的だと思いました。

この本において、古田先生の説のエッセンスを時代順に分かり易く示せたと思います。しかし「九州王朝」について、支配領域はどこか、九州年号表はどれが正しいのか、法隆寺・観世音寺問題、そして太宰府の創建時期など詳しいことに踏み込んでいません。さらには七世紀後半の政権交代過程の謎など、多くの難しい課題が残されています。

今後、これら問題に取り組むためには古田先生の「学問の方法」、さらには先生が私たちに示された指針に基づき、ともに研究を進めて行けば道は開けると思います。

<先生の示された指針>

先生は“イデオロギーの書である『日本書紀』を基盤として、歴史を「再構成」しようとするとき、それ自身が、歴史の真実に非ず、「イデオロギー史観の新作版」とならざるを得ないであろう。”このために重視することとして、次の三項目を上げられています。

- 1、中国側の歴史書の記述、三国志・宋書・隋書・旧唐書の率直な理解に立つこと。
- 2、日本側の同時代史料（金石文）の重視。
- 3、考古学的遺物とその分布図”（注⑧）。

<先生の忠告>

このところ、各会会報に“論者の意見”からの出発、「仮説の重層」と先生が否定された手法、そして「九州王朝一元史観」的な論調、「自説を古田説とする」かのような論文が見受けられます。

先生は最晩年に寄稿された各会会報で；

イ)「学問の方法」としては従来と同一の手法に依拠しつつ、それを「九州王朝」に“接ぎ木”する説への警告。

ロ)「古田史学」を名乗るからには、「わたしの学問の方法」に従って欲しい。

など、私たちが陥り易い過ちについて厳しく戒められています。先生が残されたこれらの忠告を、私たちはしっかりと受け止めるべきだと思います（注⑨）。

おわりに

「古田史学」とはもとよりわたし自身の命名ではないけれど、一つは“人間の論理”（道理）を根本におくこと、一つはその立場から、すべての用例（文献、考古学的出土物、その他）をひとつひとつ逐一再検証する労を惜しまないこと、この二点につきよう。（略）このような立場に立つ限り、課題は“山”のように生れ、存在し、やがて消え、また生れ、尽きる日はないのである（古田史学会報100号記念に寄せて）。

私たちは先生の「学問の方法」に基づき一歩ずつ着実に歩んでいきたいと思います。

以上

<注記>

- ① 東方史学会/古田武彦編『「邪馬台国」徹底論争』全三巻、新泉社、1992年
- ② 古田武彦「資料Ⅱ 論争一覧」『古代は沈黙せず』駸々堂、1988年
- ③ 初出：「朝日ジャーナル」(Vol. 15, No. 50)。『新古代学第七集』新泉社、2004年、再掲。
- ④ 従来の実証主義：「記紀」記述を安易に考古出土品と結びつける学会の手法（大下）。
- ⑤ 北小路駿逸「古田武彦ノート」『[合本]市民の古代』新泉社、1985年
- ⑥ 古田武彦「第一篇解題」『多元的古代の成立（上）』駸々堂、1983年
- ⑦ 古田武彦「アウグスト・ベエクのフィロロギイの方法論について<序論>」『古代に真実を求めて第二集』明石書店、1998年
- ⑧ 古田武彦「序 九州年号論」『「九州年号」の研究』古田史学会編 ミネルヴァ書房 2012年
- ⑨ 古田会ニュース150号「“学問論”の理論的考察」、多元会報115号「“言素論”の理論的考察」、古田史学会報116～119号「“古田史学”の理論的考察」「“いじめ”の法則」「古田史学の真実」「続・古田史学の真実 - 切言」。 (いずれも2013年)